

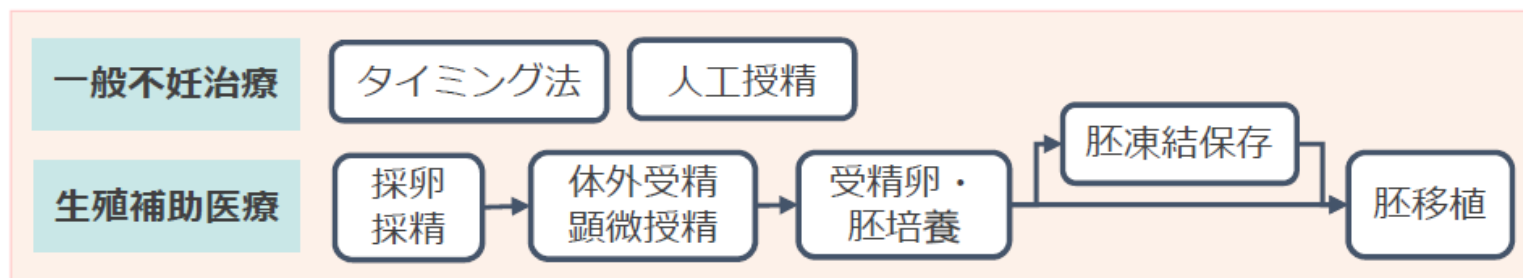
甲府市  
独自!

# ～不妊治療費助成事業～

## 助成対象① 保険診療として受けた

不妊治療(体外受精など)の治療費

●以下の治療(一般不妊治療、生殖補助医療)が令和4年4月から保険適用されています。



助成額

1回の治療につき、**上限16万円**

※生殖補助医療の一環として男性不妊治療を行った場合は、さらに16万円を限度に助成をします。

## 助成対象② 保険診療の不妊治療と併用して受けた

不妊治療に係る「先進医療」の治療費

●「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。

不妊治療に関する「先進医療」の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



厚生労働省ホームページ

先進医療の例

タイムラプス

SEET法

二段階胚移植法

助成額

1回の治療につき、**上限15万円**

※保険外診療のみで行う不妊治療や、保険診療と保険外診療(先進医療を除く)を組み合わせる混合診療による不妊治療は、助成の対象外となります。

※高額療養費や附加給付金等の補助額、他自治体の助成額等を除いた最終的な自己負担額に対して、治療内容に応じた上限額を限度に助成をします。



甲府市

## 1 対象者

次の(1)～(3)のすべてを満たす方が対象です

- (1) 治療開始時及び申請時に、法律上の婚姻をしている夫婦  
(事実婚関係にある夫婦も含みます)
- (2) 原則として、申請時に、夫婦二人とも1年以上継続して甲府市内に住所を有している方  
(他の市町村で住民税が課税されている場合は、対象外となります)  
(他の市町村に住所がある方でも、甲府市の住民税が課税されている場合は対象となります)
- (3) 市税等(住民税、固定資産税、国民健康保険料、軽自動車税等)の滞納のない方

※保険診療の生殖補助医療には年齢・回数制限があります。  
制限により保険外診療となる治療は、本助成金の対象外となります。

※まずは母子保健課へお問い合わせください。

## 2 必要書類

次の書類をすべて揃えてから、申請をしてください

- (1) 甲府市不妊治療費助成申請書
- (2) 甲府市不妊治療費助成受診等証明書
- (3) 医療機関発行の領収書の写し(治療に直接関係のない費用は含みません)
- (4) 法律上の婚姻の有無を証明する書類(戸籍謄本)※3か月以内に発行されたもの
- (5) 事実婚関係に関する申立書(事実婚関係にある夫婦に限ります)

※以下(6)～(7)は、高額療養費や附加給付金の支給対象となる場合に必要です。

(自己負担額が21,000円以上の月がある方は、必ず加入している公的医療保険の保険者へご確認ください)

- (6) 治療を行った方の保険証
- (7) 高額療養費及び附加給付金等の決定通知書(または不支給決定通知書)

※本助成金の申請前に、加入している公的医療保険の保険者へ高額療養費等の申請をしてください。

(注) 高額療養費等の支給(不支給)決定には、治療をした月から3～4か月かかることがあります。

支給(不支給)決定前に本助成金の申請を受け付けることは出来ませんので、ご承知おきください。

○高額療養費限度額適用認定証をお持ちの場合は、併せて提出をお願いします。

## 3 申請期限

治療が終了した日から数えて1年以内に申請してください

※複数回の治療をまとめて申請することもできますが、  
申請期限はそれぞれの治療ごとに1年以内となりますので、ご注意ください。

お問い合わせはこちら \*詳しくは、甲府市のホームページをご覧ください\*

甲府市役所 母子保健課 子育て世代包括支援センター

〒400-0858 甲府市相生2-17-1 甲府市健康支援センター内

☎ 055-237-8950 (平日8:30～17:15)

✉ boshihoken@city.kofu.lg.jp (メールの確認は平日8:30～17:15)

